

公益財団法人岡崎市学校給食協会役員傷害補償規程

平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 3 月 11 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）の役員のうちから協会に従事する者（以下「常勤役員」という。）に対する傷害補償にかかる規定を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 本規程の対象者は以下の条件を満たしたものの対象者となる。

- (1) 常勤役員であること
- (2) 協会業務を職員と同様に行っている者

(傷害補償内容)

第 3 条 傷害補償内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 療養補償 必要な療養費の全額
 - (2) 休業補償 療養等を理由に長期欠勤者の減額が決定された場合、その減額が行われる月の翌日より療養開始から 1 年 6 箇月まで休業 1 日につき月額報酬を日割り計算した額に 80% を掛けた額を支給する。
- 2 前項のうち第 1 号の場合は療養費の請求書を協会に提出しなければならない。
- 3 同条第 1 項第 2 号にある休業補償は長期欠勤のあった場合のみであり、満額月額報酬が支給されている場合は該当しない。

(役員死亡)

第 4 条 役員が死亡した場合は別に定める公益財団法人岡崎市学校給食協会退職慰労金規程による。

(葬祭料)

第 5 条 役員本人の死亡に対する葬祭料として、月額報酬の 2 箇月分を役員の遺族に支払うものとする。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。